平成２４年（フ）第１０８８号
東京都立川市曙町３丁目10番５号さつき荘201号
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４３８号
川崎市中原区上丸子八幡町588番地　プラーズ上丸子506、前住所東京都品川区西中延１丁目２番25号　セツイコール101
債務者　堀切　保郎
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５４６号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２番１―301号
債務者　川島未知子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５７号
川崎市川崎区藤崎４丁目９番１―306号　スターブル藤崎
債務者　松本　典子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５９号
川崎市麻生区王禅寺西３丁目１番１号　アベニューホーム201、前住所川崎市麻生区高石５丁目10番１―501号
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６２号
川崎市中原区上小田中１丁目12番６号　アルカディア・カズ202、前住所川崎市中原区下沼部1889番地　第１野口荘７号室
債務者　前田　輝彦
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６７号
川崎市宮前区菅生５丁目９番42号
債務者　浜本　　猛
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５７０号
川崎市宮前区有馬７―９―７有馬荘105Ｃ、住民票上の住所京都市南区西九条南田町４番地九条住宅312
債務者　東　　佳則
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５７２号
川崎市多摩区長尾４丁目17番２―307号
債務者　大野　清治
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５７６号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目２番４―202号
債務者　紅林　宏和
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５７８号
川崎市麻生区王禅寺西３丁目４番８号　101、前住所さいたま市浦和区岸町７丁目４番18―802号
債務者　堀本小百合（旧姓本野）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６０１号
川崎市川崎区本町２丁目６番地５　ノバ川崎本町1101
債務者　平中　友美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３９３号
横浜市鶴見区馬場５丁目８番14号　イイバハイツ馬場101号
債務者　阿潟濱良一
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３９８号
横浜市戸塚区影取町188番地７　アルテール戸塚404号
債務者　米山　尚克
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部